

官報

号外 昭和四十一年三月二十二日

第五十一回 衆議院會議録 第三十号

○昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和四十一年三月二十二日

午後二時開議

- 第一 機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案(内閣提出)
- 第三 総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案(内閣提出)
 - 日程第三 総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和四十一年三月二十二日 衆議院會議録第三十号

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

午後二時七分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険臨時措置法(昭和三十六年)

法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機械類賦払信用保険法

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 機械類賦払信用保険特別会計法(昭和三十六年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類賦払信用保険臨時措置法」を「機械類賦払信用保険法」に改める。

理由

中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、従来臨時措置として設けられていた機械類賦払信用保険制度を恒久的なものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、機械類の割賦販売取引に関する国営の信用保険制度を設けることにより、中小企業の設備の近代化並びに機械工業の振興に資することを目的として、昭和三十六年に制定されたものであります。

この保険制度は、五年間の臨時措置として発足し、本年六月末をもって期間が満了することになっておりますが、現在までの実績を見ましても、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は順調な発展を示し、一方、中小企業の設備近代化を進めるにあたって、本保険制度の意義は一そう重要化する情勢にありますので、このまま失効することは適当でないと考えられるに至っております。

このような理由によりまして、本法を恒久法とするための本改正案が提出されたのであります。なお、恒久法化とともに、法律の題名を「機械類賦払信用保険法」に改めることになっております。

本案は、二月九日当委員会に付託され、十六日提案理由の説明を聴取し、三月十六日より質疑に入りました。その詳細は速記録を御参照願います。

かくして、三月十八日、質疑を終局して、引き続き採決を行いましたところ、本案は多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、中小企業の設備近代化促進をより一層重視した運用をはかること、及び対象機種を拡大する方向で検討することの二点に関する附帯決議を付しました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 交通安全施設等整備事業に関する

緊急措置法案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を議題といたします。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月十四日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、次条の規定により指定された道路について、この法律で定めるところに従つて行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、道路の改築(第二号イに規定する道路の改築を除く。)に伴つて行なわれるものを除く。

一 都道府県公安委員会(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む)。

以下同じ)が同法の規定に基づいて行なう信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

二 道路管理者が道路法の規定に基づいて行なう次に掲げる事業

イ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の設置に関する事業又は緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行なう歩道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街燈その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業(交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

第三条 国家公安委員会及び建設大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令・建設省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、昭和四十一年度以降の三箇年間に於いて交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見をきかなければならない。

3 国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、総理府令・建設省

令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(交通安全施設等整備事業三箇年計画)

第四条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により昭和四十一年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。)の案を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三箇年間に於ける交通安全施設等整備事業の実施の目標

二 三箇年間に於ける交通安全施設等整備事業の量

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5 前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(交通安全施設等整備事業の実施計画)

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、交通安全施設等整備事業三箇年計画に即して、総理府令・建設省令で定めるところにより、協

議により交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

3 国家公安委員会又は建設大臣は、第一項の実施計画が交通安全施設等整備事業三箇年計画に照らして適当でないとき、それぞれ都道府県公安委員会又は道路管理者にその変更を指示することができる。この場合においては、国家公安委員会及び建設大臣は、あらかじめ、相互に調整を図らなければならない。

(交通安全施設等整備事業の実施)

第六条 都道府県公安委員会又は道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

(費用の負担又は補助の特例)

第七条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4 道路法第八十八条第一項の規定により国が道路に關する費用の全額を負担する道路については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第一項本文及び第二項本文、第五十六条並びに第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第八条 第五条第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(道路整備特別会計法の一部改正)

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十二條第一項を」、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十二條第一項又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第 号)第七條第一項に改める。

理由

交通安全施設等の整備が著しく立ち遅れていることにより交通事故が多発している現状にかんがみ、緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、交通事故の防止を図るため、交通安全施設等整備事業三箇年計画の作成その他交通安全施設等整備事業の実施に關して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車の著しい増加にもかかわらず、交通安全施設の整備がこれに伴わなため、交通事故が多発している現状にかんがみまして、人命の尊重、国民の不安の解消という立場より、緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設等整備三カ年計画を樹立するとともに、これが実施に要する費用について特別の定めを行なう等、所要の事項を整備することにより、交通事故の防止をはかり、あわせて交通の円滑化に寄与しようとするものであります。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託、同十三日提案理由の説明を聴取した後、地方行政委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議を進めたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月十八日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して井原岸高君より附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、全会一致をもって可決されたのであります。

内閣総理大臣 佐藤 榮作

附帯決議の内容は、今後における道路整備事業と安全施設等の整備に関する基本的なあり方、及び本案による計画実施に際する地方財政への配慮等に関するものでありますが、その詳細は會議録に譲ることといたします。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 総理府設置法及び青少年問題協議會設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、総理府設置法及び青少年問題協議會設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

総理府設置法及び青少年問題協議會設置法の一部を改正する法律案

右 閣会に提出する。

昭和四十一年二月十七日

総理府設置法及び青少年問題協議會設置法の一部を改正する法律

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「五局」を「六局」に、「特別地域連絡局」を「特別地域連絡局」に改める。

第二章第一節中第九条の次に次の一条を加える。

〔青少年局の事務〕

第九条の二 青少年局においては、次の事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。

三 前各号に掲げるもののほか、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち、他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

第十五条第一項の表中中央青少年問題協議會の項を次のように改める。

青少年問題協議會及び地方青少年問題協議會設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十五条第一項の表中中央青少年問題協議會の項を次のように改める。

青少年問題協議會及び地方青少年問題協議會設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

恩給審議會

同和対策協議會

同和対策協議會 同和対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

第二十三条中「二千九百八十二人」を「二千九百八十七人」に改める。

附則第四項中「産業災害防止対策審議會及び住民台帳制度合理化調査會は、昭和四十一年三月三十一日まで」を削り、「昭和四十二年三月三十一日まで」の下に、「恩給審議會及び同和対策協議會は、昭和四十三年三月三十一日まで」を加える。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とする。

審議會は、委員二十人以上以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「前項第五号の」を削り、同条第四項中「前項の」を削り、同条第五項及び第八項中「中央協議會」を「審議會」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条 審議會の庶務は、総理府青少年局における。

審議會は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

審議會は、委員二十人以上以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「前項第五号の」を削り、同条第四項中「前項の」を削り、同条第五項及び第八項中「中央協議會」を「審議會」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

審議會の庶務は、総理府青少年局における。

審議會は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

審議會は、委員二十人以上以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「前項第五号の」を削り、同条第四項中「前項の」を削り、同条第五項及び第八項中「中央協議會」を「審議會」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

審議會の庶務は、総理府青少年局における。

審議會は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

審議會は、委員二十人以上以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「前項第五号の」を削り、同条第四項中「前項の」を削り、同条第五項及び第八項中「中央協議會」を「審議會」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

審議會の庶務は、総理府青少年局における。

審議會は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

審議會は、委員二十人以上以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

いて処理する。

(地方青少年問題協議会)

第五条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同

じ)町村に、附属機関として、それぞれ都道府

県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協

議会(特別区にあつては、特別区青少年問題

協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題

協議会」と総称する。)を置くことができる。

第六条 地方青少年問題協議会は、当該地方公

共団体における次の各号に掲げる事務をつか

さとする。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に關

する総合的施策の樹立につき必要な重要事

項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に關

する総合的施策の適切な実施を期するため

に必要な関係行政機関相互の連絡調整を圖

ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する

事項に關し、当該地方公共団体の長及びその

区域内にある関係行政機関に対し、意見を述

べることができる。

第七条第一項中「地方協議会」を「地方青少年

問題協議会」に改め、同条第四項を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密

な連絡をとらなければならない。

第十条中「中央協議会又は地方協議会」を「審

議会又は地方青少年問題協議会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行

する。

(自治省設置法の一部改正)

2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十

一号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号の五を削る。

理由

青少年問題の実状にかんがみ、その対策を強力

に推進するため、総理府において青少年行政に關

する各行政機関の施策及び事務の総合調整を行な

うこととし、総理府本府に青少年局を置いてその

事務をつかさどらせ、中央青少年問題協議会を諸

同機関に改めるほか、総理府本府に、臨時に、恩

給に關する重要事項を調査審議させるため恩給審

議会を、同和対策に係る基本的事項を調査審議さ

せるため同和対策協議会を置くこととする等の必

要がある。これが、この法律案を提出する理由で

ある。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めま

す。内閣委員理事辻寛一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 ただいま議題となりました総理府設

置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正す

る法律案につきまして、内閣委員会における審査

の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、国の次代をなす青少年の指

導、育成等に關する施策を強力に推進するため、

本府の内部部局として新たに青少年局を設置する

こと、これに伴い、中央青少年問題協議会を青少

年対策についての諮問機関とし、名称を青少年問

題協議会に改めること、本府の附属機関として恩

給審議会及び同和対策協議会を二年間設置するこ

と等であります。

本案は、二月十七日本委員会に付託、二月十八

日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を

行ない、三月十八日、質疑を終了、討論もなく、

直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、自由民主党、日本社会党、民主社会党の

三党共同提案により、全会一致をもって、在外財

産問題の処理については、すみやかに結論を得る

よう、政府は特段の努力を傾注すべきであるとの

附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に

關する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、入会林野等

に係る権利関係の近代化の助長に關する法律案に

ついて、議院運営委員会の決定により、趣旨の説

明を求めます。農林大臣坂田英一君。

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) 入会林野等に係る権利

関係の近代化の助長に關する法律案につきまし

て、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の農山村におきましては、古くから入会

林野等の利用が行なわれてきたのであります。が、

今日なお、その面積は二百万ヘクタールをこえ、

全国の民有林野面積の一三〇に及んでいるのであ

ります。これらの林野の利用状況は、一般に粗放

であり、農林業経営の発展及び農山村民の所得の

向上に十分寄与しているとは言いがたい現状であ

りまして、これによる国民経済上の損失も少なく

ないと思われるのであります。

入会林野等の利用が低位にとどまり、その開発がおくれている原因は、いろいろあると思われるのでありますが、その最も基本的なものは、これらの林野に入会権等の権利が存在していることでもあります。これらの権利に基づく利用は、今日に至りましても依然として旧来の慣習に制約されておりますため、時代の新たな要請に応じて利用の高度化をはかろうといたしましても、容易にその転換ができないのであります。

したがって、入会林野等についてその利用を増進し、農林業経営の健全な発展に役立たせるため、このような権利関係を近代化すること、すなわち、入会権等の旧慣による権利を消滅させ、これらを所有権、地上権等の近代的な権利に切りかえることが強く要請されるに至っているのであります。

しかしながら、現状におきましては、このような権利関係の近代化をはかりましたためには、かなり煩瑣な手続や、多額の経費負担を必要とし、農山村民が独力でこれを実行することはきわめて困難であります。そのことが、これまでに権利関係の近代化を進める上の大きな障害となっていたのであります。したがって、入会林野等の農林業上の利用の増進をはかってまいりましたためには、このような障害を排除いたしまして、農山村民が自主的かつ円滑に近代化を実現し得るよう助長する措置を講ずることが緊急に必要であると考

以上のような理由からいたしまして、この法律案におきましては、入会林野等の権利関係の近代化を行なうに必要な手続を定めるとともに、関連する登記手続の簡素化、租税の減免、経費の補助等各種の援助措置を定めたのであります。以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、入会林野における権利関係の近代化、すなわち入会林野整備の実施手続等に関する規定であります。

入会林野整備を行なうにあたりましては、まず入会権者全員の合意によってその整備計画を定め、その計画について土地所有者その他の関係権利者の同意を得る等の手続を経た上で、都道府県知事の認可を受けることとしております。

次に、都道府県知事がこの計画について認可をした場合には、その旨を公告することとし、その公告があったときは入会権及びその他の権利が消滅し、入会権者が所有権、地上権等の権利を取得することとしております。入会権者が取得した権利の登記につきましては、都道府県知事が一括して登記を嘱託することとしております。また、この場合、入会権消滅後の土地の効率的利用をはかるため、協業化の方向を助長する趣旨から、入会権者が生産森林組合等に権利の出資を行なう場合の登記につきましても、都道府県知事がこれを嘱託することとしております。

第二は、市町村及び財産区の所有する林野で旧慣の存しておりますもの、すなわち旧慣使用林野の整備の実施手続に関する規定であります。

この場合におきましては、農業または林業構造改善事業等の効率的な実施を促進するために必要な場合に行なうことができるものとしております。また、この整備計画の作成については、市町村長が、あらかじめ旧慣使用権者の意見を聞き、市町村の議会等の議決を経ることとしております。

なお、旧慣使用林野整備計画の認可の公告による権利変動及びその後の登記等については、入会林野整備の場合に準ずることとしてしております。

第三は、入会林野整備等が円滑に行なわれるよう援助措置についての規定を設けております。まず、登記手続につきましては、政令で不動産登記法の特例を定めることができることとしてその簡素化をはかるほか、税制上の特例といたしましては、入会林野整備等により権利を取得した者の経済的な利益については課税しないものとするほか、不動産取得税及び登録税の減免措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。森義親君。

〔森義親君登壇〕

○森義親君 ただいま農林大臣から趣旨説明の行なわれました入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案について、私は、日本社会党を代表して所要の質問を行ない、政府の所信をただしたいと考えます。(拍手)

去る一月二十八日、最高裁の判決で入会権者の敗訴に終わった小案事件は、親子三代、五十年に及ぶ入会権をめぐる争いとして、あまりにも有名であり、この判決を契機に、さらに世人の関心を一そう高めたところでありましたが、この小案事件が端的に示しておりますことは、入会権の問題は法律的にも異論の多い問題であり、単に法律問題一本では解決できない複雑な要素を持っているということでありました。

すなわち、昭和十四年に一たんだ審院で上告を棄却され、入会権者が敗訴しているにもかかわらず、依然として入会利用は続けられ、ついに刑事事件にまで発展し、しかも刑事事件の一審では、一転して部落民に入会権が存在することを認める等、裁判所自体の中にも、下級審と上級審の間に意見の相違が見られるばかりではなく、最高裁の判決に立ち会った小案部落の人々が一律に語っているように、すなわち「そこに山がある限り、そしてわれわれが小案に住んでいる限り、この問題は、最高裁がいかなる判決を下そうとも終わるも

のではない」と言い切っていることは、入会権者と入会林野の關係は法律以前の慣行として、また直接生活につながった問題として、切り離すことのできないものであることを物語っておると思ひます。

明治三十一年に施行されましたわが国の民法が、明治二十二年の市制、町村制施行に伴い実施されました入会山を市町村の公有財産として、その使用権だけを旧慣使用権として認めるという、いわゆる公権論的立場をくつがえして、入会権を民法上の物権たる私権として認めるという、私権論的立場を取り入れたことは、入会権がいかに地域住民の生活と密着しているかということを法制上立証するものでありまして、さらに民法上入会権については、各地方の慣習に従うという表現をしたことは、歴史的慣習というものの存在を法制上尊重したものであって、今日入会権の問題は、地域住民の生活と歴史的慣習を離れて考えることはできないと思ひます。

政府は、今回、このような入会林野の複雑、困難な現状認識の上に立ちながらも、なおかつ農業上の利用を増進するという名目のもとに、二百万町歩以上のぼる入会林野を解体して、個別私権化を推し進め、協業化の方向に行政指導を行なうことに踏み切られたわけでありますが、わが国農業の致命的な欠陥として指摘されている規模の零細性を克服するという、いわゆる構造改善の見地と、個別私権化による細分化とは相矛盾する

ものでありまして、個別私権化はあくまでも共同化への道程として考えられていることを、まず最初に明らかにする必要があると思ひます。(拍手)

私は、そのような視点を前提として、以下、總理並びに關係各大臣に所要の質問を行ないます。

まず最初に、入会林野の近代化に対する基本的指導理念について、總理にお伺ひいたします。

明治以降、わが国政府によってとられてきた入会林野の整備は、一貫して国または市町村の公共目的にいかにして対応せしめるかということであり、入会林野が持つ本来の立場、すなわち、農山村民側に立ったものでなかつたことがその特徴であります。このたびの法律案では、農業上の利用を増進することを目的に権利の近代化を行なうとするもので、従来の整理の方向とは違つてきていたとは考えますけれども、国及び都道府県がこれらを指導する場合、近代化の方向とは、農山村の経済的基盤の確立でなければならぬと考へますけれども、總理の基本的指導理念をこの際明確にさせていただきたいと思ひます。

次に、この法律案を提出する理由の中で、入会林野及び旧慣使用林野の開発が進展しないのは、権利関係の複雑さ、特に登記上の混乱にあつたこと指摘しておられますけれども、政府は、今日まで入会林野の近代化のために、具体的にどのような施策を講じてこられたのか。また、その施策が具体的な成果をあげ得なかつた理由について、この際明らかにするとともに、今回このような法律を

提出するに踏み切られた経緯並びにその背景を、農林大臣から要領よく説明していただきたいと思ひます。

政府が今日までとつてきた入会林野の近代化に対する施策は、山を取り巻く社会的経済的变化によつて自動的にその利用形態が変化していくという原則を離れて、いわゆる上からの政策として推進し進めようとしたところに問題があつたのではないかとと思ひます。現に、入会林の今日の利用形態を見ても、いわゆる入会による古典的な共同利用は全体の二三％に減少し、集团的直轄利用あるいは個人的分割利用等による林業の活用がふえ、国が直接手を加えなくとも、経済的環境の変化に伴つて近代化していく傾向にあります。もし国が何らかの形で手を加えようとするれば、近代化の障害となつておるところの技術的な条件、たとえば不動産の登記あるいは税金等を排除することで足るのであつて、それよりもむしろ先づいて国が考へなければならぬことは、農山村を取り巻く経済的環境を総合的に整備充実することであり、国の山村あるいは林業対策の基本的構想を明らかにする中で、入会問題をどう位置づけるかという点に立つて考へなければならぬと思ひますが、この点についても、あわせて農林大臣の所信を承りたいと思ひます。

次に、この法律案によると、入会林の整備計画を作成するには、入会権者全員の同意を必要とするることになっておりますけれども、同じ入会権から分かれた旧慣使用権の場合は、市町村議会の議決が優先し、旧慣使用権者に対しては、単に意見を聞くにとどめておくことは、公権論的な立場をとつたことからくる当然の帰結とは申しませんが、旧慣使用権者の権利保護の観点からすると、はなはだ不十分であります。もし、旧慣使用権者がその整備の過程において、みずからの意思と違つたからというので、入会権を主張する訴訟を提起した場合においては、この法律はどのように対処するのか、自治並びに法務両大臣の見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、入会林野等から得る収入の六一・九％は、今日部落費や部落の公共事業費に使用しているのが現状であり、このように入会林野からの収入は、貧しい農山村地帯の公共的費用をまかなう重大な財源となつておりますが、この法律によつて、個別私権化あるいは協業化がされて、その収入が今後期待し得なくなつた場合、これらの経費はどのようにして調達されるのか、農山村地帯の財政状態から、他にこれを求めることは困難で、公共事業等の推進に支障を来し、ひいては農山村の開発をおくれさす結果を招来すると思はれるが、これに対してどのような対策を考へておられるのか、自治、大蔵両大臣から御見解を承りたいと思ひます。

また、この法律が施行されて、入会林が個人に分割されてしまうと、私権確定後、その権利を村のボスが安い価格で買ひ集めて、山全体を少数の

者が独占するような事態も考えられますが、この点をあらかじめ考慮して、私権設定後の当該権利の他人への譲渡を、行政庁の認可事項にすべきであると考えがどうか。さらに、最近の開発ブームに乗って、都市近郊の山林はきわめて貨幣的に重要視されておりますが、この種のものについては、農業利用の利用外として、認可の段階でチェックできるように、あらかじめ措置しておく必要があると思ひます。また国では、地方公共団体の開発計画の対象とされている山林については認可をしないことを明記すべきであると考えますが、自治、法務両大臣の見解を承りたいと思ひます。

次に、入会林野が解体され、個別私有権が確立した段階で、これを生産森林組合に再編するにしろ、あるいは個人で林業的經營を行なうにしろ、従来全く資本の蓄積がないところへ、かなり大きな資本と、長期にわたる運営資金の調達というところが要求されてくると思ひますが、この面に対する資金的準備についてどのような考慮を払っておられるのか、農林、大蔵両大臣から見解を承りたいと思ひます。

以上、私はそれぞれの関係大臣に所要の質問を行なつてまいりましたが、冒頭に申し述べましたとおり、この法律案は、政府にただすべき多くの問題点がありますので、他は委員会に譲ることにいたしました。質問を終わらさせていただきます。

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 森君にお答えいたします。〕
ただいまの入会権、御指摘のとおり、むずかしい法律問題でもありますが、同時にこれが経済問題である。地域的な住民にとりましても、たいへんな関心の深い問題でございます。しかし、やはりこの入会権を近代化していく、入会林野を近代化していくということも、農業基本法や、林業基本法の示しておるところの、いわゆる農林業の構造改善上、これは必要なことのように私も考えます。この観点に立ちまして、今回の法律においては、すでにありますが権利者の入会権を近代化し、また土地の利用を増進しよう、こういうことをねらいとしておるものであります。私は、農林業の經營發展上、必ずこの法律はたいへん役立つものだ、かように確信しておる次第であります。皆さんの御審議を心からお願ひいたします。

〔拍手〕

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 森君にお答えいたします。〕
この近代化のためにどのような施策を講じてきたか、この法律案の提出に踏み切りたいきつは、また背景はどうかということであつたかという御質問が一つあります。明治以来、戦前までにおける入会林野等に関する施策は、主として森林資源の培養等、市町村基本財産の確立を目的として、公有林野整備開発事業に伴う公有林野造林

の奨励と部落有林統一を行ない、また、公有林野官行造林事業をあわせて実施してまいりました。戦後におきましては、公有林野官行造林法を改正いたしました。部落有林野を国の造林の対象としたいたしました。

以上、諸施策は一応の成果をあげたと思つておるのでございますが、入会林野等の利用関係が、先ほど総理も申しましたとおり、複雑多岐にわたつておるため、なお現在のところ、粗放利用のまま放置されている広大な面積を存存しておると考へられますので、従来の施策の方から一歩前進いたしました。この権利関係を近代的な権利関係に改めることによつて、入会林野等を農業者自身の經營基盤の拡充強化に資するようにする必要があると考へたものでございます。これがこの法案を提出することにした背景及び経緯の一端でございます。

〔内閣総理大臣(坂田英一君) 森君にお答えいたします。〕
まず、この近代化のためにどのような施策を講じてきたか、この法律案の提出に踏み切りたいきつは、また背景はどうかということであつたかという御質問が一つあります。明治以来、戦前までにおける入会林野等に関する施策は、主として森林資源の培養等、市町村基本財産の確立を目的として、公有林野整備開発事業に伴う公有林野造林

の奨励と部落有林統一を行ない、また、公有林野官行造林事業をあわせて実施してまいりました。戦後におきましては、公有林野官行造林法を改正いたしました。部落有林野を国の造林の対象としたいたしました。

以上、諸施策は一応の成果をあげたと思つておるのでございますが、入会林野等の利用関係が、先ほど総理も申しましたとおり、複雑多岐にわたつておるため、なお現在のところ、粗放利用のまま放置されている広大な面積を存存しておると考へられますので、従来の施策の方から一歩前進いたしました。この権利関係を近代的な権利関係に改めることによつて、入会林野等を農業者自身の經營基盤の拡充強化に資するようにする必要があると考へたものでございます。これがこの法案を提出することにした背景及び経緯の一端でございます。

次に御質問にありました、国としては近代化の障害となる登記や税金等の障害を排除すれば足りるのである、何よりも先に必要なのは農山村を取り巻く經濟環境を統合整備する、農山村の側から入会林野利用高度化への意欲を起させるようなことが大切ではないかという意味の御質問であつたように私は了解したのであります。農林業構造改善事業その他各種施策の実施に伴ひまして、近代化に対する農山村の意欲も現在高まつてきておるし、この法案においても、農山村の側で自発的に計画を立てて近代化を行な

りとする場合に、登記の特例あるいは租税の減免、経費の補助等各種の助成措置を講ずることによつて、その円滑な実施を助長するということがいたしたいのでございまして、御趣旨のとおりであるとも申し上げることができると考へております。

それから、入会林野等の近代化後に、個別林業經營を行なうようになり、いろいろな協業を行なつたりする場合には、これらについては資金が非常に多く要るではないか、ということに対し、大蔵大臣並びに私に御質問があつたのでございしますが、入会林野等の近代化後においては、造林補助、林業構造改善事業における機械導入等に關する補助等を行なうようにつとめることはもちろんでありますし、あわせて農林漁業金融公庫資金による長期低利資金の融通を円滑に行なうよう十分配慮してまいり所存でございます。

それから、入会林野の権利関係の近代化は協業經營の推進等農林業の構造改善の前提となるものであると考へるが、そういうことを必要とするのではないかと、そういう意味の御質問であつたように思ひます。入会林野の権利関係の近代化を行なうにあたりましては、個別の権利の近代化をはかる必要はありますが、土地の具体的な利用の方向をいたしましたは、なるべく生産森林組合による協業化の方向を指導して、小さく細分されていくことを防いでいく所存でございます。

それから、入会林野の権利を個別的なものとし

た場合には、土地の集中が起るおそれがあるから、近代化の規制を考へるべきではないかという点については、自治大臣からお答えがあるはずであります。知事の認可の際、そのようなことのないように詳細な審査を行なうとともに、なるべく利用は協業経営の方向をとるよう指導して、いたずらに土地の集中、分散が起らないようにしてまいりたい所存でございます。(拍手)

〔国務大臣永山忠則君登壇〕

○国務大臣(永山忠則君) 旧慣使用権の場合は、これは所有権が市町村にございますので、やはり市町村議会が優位に立つて、そうして旧慣使用権者の意見を聞くことになるのが適当であると考えられます。この場合、訴訟になつたらどうかという問題でございますが、旧慣使用権か入会権かという事実認定の問題は、やはり訴訟の判決の結果を待たなければならぬ場合があると思つてございます。この法案自体に対しては問題はないと考えておる次第でございます。

また、この旧慣使用林野等の収入で部落の公共事業をしたり、その他部落のいろいろの關係の仕事をしておる財源を失う場合はどうかという問題についてでございますが、自治省といたしましては、公共事業の關係におきまして、財源を失つた場合におきましては、市町村が責任を持つてその公共事業をやるように十分指導をいたし、また、やるべきであると考えております。

いろいろな団体の費用を出しておる場合はどうかという問題については、各個人に、あるいは協業關係でそれが歸属いたしますから、したがって、その団体もしくは各個人は収入が増大いたしましたのでございますので、それらの費用は各自が出して差しさわりのものであると考へるのでございます。

ボスが支配して、ついにまた土地を合併するよるな結果にならないかということに對しましては、農林大臣が申しましたとおり、これは第二十六條におきまして、農林業上の利用を効率的に行なうようにつとめねばならぬという規定がございまして、知事が認可する場合におきましては、できる限り協業化という線に指導していくものであると考へるのでございまして、この精神を生かして、さような結果にならないような行政的措施を十分いたすものであると確信をいたしておる次第でございます。

なお、これが公共事業に供せねばならぬ場合において、農林業の關係だけへ協業化で持つていった場合には、公共事業というものの中心を失うのではないかということを言われるのでございますが、これは現在の自治法を否定しておらぬのでございまして、現在、町村長が農林漁業以外の公共事業にやりたいという場合におきましては、現在の自治法ではこれを公共事業に供することができることになっておるのでございますから、決して公共事業を阻害するものではないと考へておる次第でございます。

でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

今回の法律案は、前近代的な入会法律關係を近代的に直そう、こういう趣旨でございます。部落住民に對しまして、その生活程度を引き下げるというようなことはございせん。むしろ、これが改善向上に役立つ、かように考へております。しかしながら、山村の振興につきましては、特別の配意をする必要がありますので、この機会に、この整備をとり行なう部落に對しましては、造林補助あるいは林業構造改善補助等を行なうほか、農林漁業金融公庫の融資を拡大する、さような方法で助成をいたしていきたい、かような方針でございます。(拍手)

〔政府委員山本利壽君登壇〕

○政府委員(山本利壽君) ただいまの御質問の中で、法務省關係のことをお答え申し上げます。

旧慣使用権は、地方自治法第二百三十八條の六第一項に定められておる公法上の權利でございます。同項によれば、この權利の廢止・変更を議会の議決のみによらせており、その他に何らの要件を定めてはおりないのでございます。したがって、裁判所がかような解釈するかは別といたしまして、法務省としては、整備計画の認可により旧慣使用権を侵害されたとして訴えを提起することはできないのではないかと存じます。しかし、認可自体の取り消し、変更の訴えの提起は可能であるように考へます。もつとも、現案には、市町村議会の議決にあたりまして、また整備計画の認可にあたりまして、この法案の第二十条にも示してありますように、旧來の使用権を尊重するよう配慮されておるよう考へるものでございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 大蔵大臣 福田 赳夫君
- 農林大臣 坂田 英一君
- 建設大臣 瀬戸山三男君
- 自治大臣 永山 忠則君
- 国務大臣 安井 謙君

出席政府委員

- 内閣法制局長官 高辻 正巳君
- 法務政務次官 山本 利壽君
- 自治省行政局長 佐久間 彊君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
郵便振替貯金法の一部を改正する法律
郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、去る十九日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、十八日付をもつて通商産業省鉱山局長大慈彌嘉久は通商産業大臣官房長に任命され、また同日付をもつて通商産業大臣官房長心得吉光久は同心得を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十八日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
社会労働委員会

理事 松山千恵子君(理事小沢辰男君去る十八日理事辞任につきその補欠)
商工委員会
理事 田中 武夫君(理事加賀田進君去る十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 森 清君
法務委員 山田 長司君 佐藤観次郎君

外務委員

松平 忠久君 石野 久男君
田原 春次君

大蔵委員

佐藤観次郎君 山田 長司君

文教委員

重政 誠之君 栗林 三郎君
橋本龍太郎君 堂森 芳夫君

社会労働委員

堂森 芳夫君 長谷川 保君
栗林 三郎君 小林 進君

商工委員

田原 春次君 松平 忠久君

予算委員

橋本龍太郎君 松浦周太郎君
重政 誠之君

(常任委員補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 村山 達雄君
法務委員 佐藤観次郎君 山田 長司君
外務委員 石野 久男君 田原 春次君
大蔵委員 松平 忠久君

文教委員

橋本龍太郎君 堂森 芳夫君
重政 誠之君 栗林 三郎君

社会労働委員

栗林 三郎君 小林 進君
堂森 芳夫君 長谷川 保君

商工委員

松平 忠久君 田原 春次君

予算委員

重政 誠之君 森 清君
橋本龍太郎君

(議案提出)

一、去る十八日、議員から提出した議案は次の通りである。
最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)
労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出)

(議案受領)

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号) 大蔵委員会 付託
国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号) 社会労働委員会 付託

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案(小野明君外六名提出、参法第五号)(予) 文教委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予) 地方行政委員会 付託

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数

の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、去る十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便貯貯金法の一部を改正する法律案
郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、機械類の割賦販売に関する国営の信用保険制度により、中小企業の設備の近代化および機械工業の振興に資することを目的として昭和三十六年に制定されたものである。
本改正案は、法律の有効期間が昭和四十一年六月三十日までとなつてゐるのを改め、本法を恒久法とし、これに伴つて法律の題名を「機械類賦払信用保険法」に改めるものである。

なお、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の設備の近代化および機械工業の振興に資するための措置として有効適切なものとの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附

することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算(通商産業省所管)に、機械類賦払信用保険特別会計への繰入れに必要な経費として五千万円が計上されてゐる。
右報告する。

昭和四十一年三月十八日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

[別紙]

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左の諸点につき特段の考慮を払うべきである。

一 本法の運用にあつては、機械工業振興の面とともに、中小企業の設備近代化促進をより一層重視するよう努めること。

一 本法の対象機種については、中小企業の近代化促進の見地から、これを拡大する方向で常時検討すること。

右決議する。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における自動車の増加、道路整備事業の著しい進捗にもかかわらず、交通安全

施設の整備が立ち遅れていることにより、交通事故が多発している現状にかんがみ、人命の尊重、国民の不安の解消という立場より、交通事故の防止を図ろうとするもので、その大要は次の通りである。

1 国家公安委員会及び建設大臣は、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見をきいて、昭和四十一年度以降三箇年間に於いて交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定するものとする。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、交通安全施設等整備事業三箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

3 都道府県公安委員会及び道路管理者は、指定された道路について、実施計画を作成し、交通安全施設等整備事業を実施しなければならぬものとする。

4 交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担又は補助について、特別の定めをするものとする。

二 議案の可決理由

交通事故の多発している現状にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算(総理府所管警察庁) 都道府県警察費補助金中四億二千六百万円が、昭和四十一年度特別会計予算(道路整備特別会計) 中、交通安全施設等整備事業費ならびに同費補助として、計六十五億五千四百万円が計上されてゐる。

昭和四十一年三月十八日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

[別紙]

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記について特に配慮すべきである。

一 今後における道路整備事業の推進に当たつては、道路法等の基本法に基づき、交通安全施設等の整備に遺憾なきを期すること。

二 交通安全施設等整備事業三箇年計画の実施に当たつては、その一元的運営を図るとともに、地方財政窮乏の現状にかんがみ、これを圧迫せざるよう財政措置等について十分の考慮を払い、交通安全対策の万全を期すること。
右決議する。

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は次のとおりである。

1 総理府設置法の一部改正

(一) 国の次代を担う青少年の指導、育成等に關する施策を強力に推進するため、本府の内部部局として、新たに青少年局を設置し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する基本的かつ総合的な施策の橋立並びに關係行政機關の施策及び事務の総合調整を行なうとともに、いずれの省庁にも属しない青少年に關する事務をつかさどることとする。

(二) 審議会等の改廢

イ 中央青少年問題協議会の組織及び所掌事務の改正に伴い、同協議会の名称を青少年問題協議会に改める。
ロ 恩給に關する重要事項を調査審議する恩給審議会を新設する。(昭和四十三年三月三十一日まで)

ハ 同和対策として推進すべき施策で關係行政機關相互の緊密な連絡を要するものに關する基本的事項を調査審議する同和対策協議会を新設する。(昭和四十三年三月三十一日まで)

ニ 昭和四十年八月十二日をもつて失効した同和対策審議会設置法に基づいて置かれた同和対策審議会並びに昭和四十一年三月三十一日まで置かれることとされて

いる産業災害防止対策審議会及び住民台帳制度合理化調査会を廢止する。

2 青少年問題協議会設置法の一部改正

青少年局の設置に伴い、中央青少年問題協議会を総合的かつ基本的な青少年対策についての諮問機關とし、その名称を青少年問題審議会に改め、同法の題名を青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法に改めるとともに關係規定を整備する。

なお、施行期日は昭和四十一年四月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、青少年行政に關する機構を整備する等行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する經費

本案施行に要する經費として、一千百五十万圓が、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月十八日

内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法

の一部を改正する法律案に対する附帯決議
在外財産問題の処理については、速やかに結論を得るよう、政府において特段の努力を傾注すべきである。
右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし長冊紙は三十円
(送料別)

發行所 東京都港区赤坂表町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)

衆議院會議録第二十八号中正誤
御承知
御了承